

## 令和5年度 伊達商工会議所まちなか活性化推進事業実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、疲弊する市内商工業の活性化を目的に地域に賑わいを創出するための事業を行う団体に対し、その事業に要する経費を補助するために必要な事項を定める。

### 2. 補助対象団体

補助の対象とする団体は、商店街振興組合、任意の商店会及びこれらの団体又は伊達商工会議所（以下「会議所」という。）会員を加えた実行委員会とする。

### 3. 補助対象事業

補助の対象とする事業は、商工業の活性化を目的に地域に賑わいを創出するために行う事業で、概ね次に掲げる事項に該当しない事業とする。

- (1) 販売営業を主とした事業であること。
- (2) 参加者に制限を設ける事業や伊達市外で実施される事業であること。
- (3) 全てを委託により実施する事業であること。
- (4) 宗教的、政治的な意図がある事業であること。
- (5) 他の公的団体からの補助金等を受けている、又は受ける予定がある事業であること。

### 4. 補助対象経費

補助の対象とする経費は、概ね次に掲げるとおりとする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 役務費
- (5) 賃借料
- (6) 会場設営費
- (7) 広告宣伝費
- (8) 通信運搬費

### 5. 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の合算額とし、30万円を限度額とする。ただし、予算の範囲内とする。

### 6. 補助の制限

補助は、1年度中1団体に対し1事業とする。同一団体が行う同一の事業に対しての補助は3年度までを限度とする。

## 7. 補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする団体（以下「交付申請者」という。）は、事業実施予定日の1月前までに伊達商工会議所まちなか活性化推進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して会議所に提出する。

- (1) 団体の会員、役員等組織構成に関するもの
- (2) 事業計画書
- (3) 事業予算書

## 8. 補助金交付決定

会議所は、交付申請書を受理したときは審査及び必要な調査等を行い補助すべきと決定したときは、伊達商工会議所まちなか活性化推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により交付申請者に通知する。

なお、補助をしないと決定したときは、伊達商工会議所まちなか活性化推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号。）による。

## 9. 事業の変更又は中止

補助金の交付決定を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業内容を大きく変更し、又は中止しようとするときは理由を付して速やかに会議所に申し出なければならないものとし、申し出を受けた会議所は、申し出を承認する。

ただし、事業規模を大きく拡大する変更は、会議所は申し出を審査し、又は必要な調査を行う等して適当と認めた場合は、伊達商工会議所まちなか活性化推進事業変更承認通知書（様式第4号。）により補助事業者に通知する。

なお、認めない場合は、伊達商工会議所まちなか活性化推進事業変更不承認通知書（様式第5号。）による。

## 10. 実績報告

補助事業者は、事業終了後1月以内に伊達商工会議所まちなか活性化推進事業完了届（様式第6号。以下「事業完了届」という。）に次に掲げる書類を添付して、会議所に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業決算見込書
- (3) 事業の実施状況を示す写真（複数枚）
- (4) 伊達商工会議所まちなか活性化推進事業補助金請求書（様式第7号。）

## 11. 補助金の交付

会議所は、事業完了届を受理したときは審査及び必要な調査等を行い補助金の額を確定し、伊達商工会議所まちなか活性化推進事業補助金交付確定通知書（様式第8号。）により補助事業者に通知するとともに、速やかに補助金を交付する。